

香川県公告第百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年三月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
高松丸亀町壺番街株式会社 高松市丸亀町一三番地二
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
高松丸亀町商店街A街区市街地再開発ビル 高松市丸亀町一番地一ほか
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
合資会社野田屋電機 高松市丸亀町一番地の三
株式会社つねや 高松市丸亀町九番地二
有限会社百足屋 高松市丸亀町一番地一
有限会社アイ・アイイズ 高松市伏石町七五番地
株式会社三越 東京都中央区日本橋室町一丁目四番一号
株式会社かねすえ 高松市扇町一丁目二四番三六号
有限会社小西商会 高松市丸亀町一五番地四
株式会社ヤノインテリア 高松市丸亀町一番地の九
株式会社レプハウス 東京都世田谷区若林二丁目三八番一一号
デザートディッシュアンドカンパニー 高松市兵庫町一一番地五
羅紗屋 高松市高松町二〇九八番地二二
株式会社紀伊国屋書店 東京都渋谷区東三丁目一三番一一号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十八年十一月十六日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四、八二三平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 一 駐車場の収容台数
一九五台
 - 二 駐輪場の収容台数
四三二台
 - 三 荷さばき施設の面積
一五六・七四平方メートル
 - 四 廃棄物等の保管施設の容量
四四・九八立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 一 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後九時
 - 二 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後九時三十分まで
 - 三 駐車場の自動車の出入口の数
一箇所
 - 四 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前九時から午後九時まで

二 届出年月日

平成十八年三月十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年三月二十四日（金曜日）から同年七月二十四日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年七月二十四日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇一八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ